

令和元年度（2019）第5回出雲市議会（定例会）委員会開催結果

【総務委員会】

<p><b>議第96号 出雲市情報公開条例の一部を改正する条例</b></p> <p>○ 出雲市情報公開審査会に諮問する審査請求件数が増大していることに伴い、審査会の定員を増員する等、審議の迅速化を図るため、所要の条例改正を行うもの</p>	<p>審査結果</p> <p>可決に 全員賛成</p>
<p><b>議第101号 出雲市スポーツ施設条例の一部を改正する条例</b></p> <p>○ 出雲体育館の天井等の安全性調査により、大ホールの天井が落下する危険性が高いことが判明し、利用者の安全を確保できる見通しが立たないことから、令和2年3月31日をもって出雲体育館を廃止するため、所要の条例改正を行うもの</p>	<p>審査結果</p> <p>可決に 全員賛成</p>
<p><b>議第106号 出雲市営駐車場条例の一部を改正する条例</b></p> <p>○ 出雲市営駐車場における観光バスの駐車料金について無料化を終了し、料金を徴収するため、所要の条例改正を行うもの</p>	<p>審査結果</p> <p>可決に 全員賛成</p>
<p><b>議第107号 出雲市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例</b></p> <p>○ 湖陵コミュニティセンターの改修工事により、ホールを会議室に変更することに伴い、使用料を改めるため、所要の条例改正を行うもの</p>	<p>審査結果</p> <p>可決に 全員賛成</p>
<p><b>議第110号 出雲市監査委員条例等の一部を改正する条例</b></p> <p>○ 「地方自治法等の一部を改正する法律」の公布により、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、引用する法律の条項を改めるため、関係する条例について所要の改正を行うもの</p>	<p>審査結果</p> <p>可決に 全員賛成</p>
<p><b>議第113号 出雲市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例</b></p> <p>○ 「地方自治法等の一部を改正する法律」の公布により、地方公共団体の長等の自治体に対する損害賠償責任が見直されたことに伴い、市長等の一部免責に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するもの</p>	<p>審査結果</p> <p>可決に 全員賛成</p>
<p><b>議第116号 新市建設計画の変更について</b></p> <p>○ 「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」の施行により、合併特例債を発行できる期間が5年間延長されたことに伴い、合併特例債活用の根拠となる新市建設計画の期間及び財政計画を変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律の規定により、議会の議決を求めるもの</p>	<p>審査結果</p> <p>可決に 全員賛成</p>
<p><b>議第117号 辺地に係る総合整備計画の策定及び変更について</b></p> <p>○ 辺地に係る総合整備計画の策定及び変更をすることについて、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」の規定により、議会の議決を求めるもの</p>	<p>審査結果</p> <p>可決に 全員賛成</p>

令和元年度（2019）第5回出雲市議会（定例会）委員会開催結果

【総務委員会】

<b>議第118号 公の施設の指定管理者の指定について（スサノオホール・佐田スポーツセンター・佐田伝統芸能伝承館「文化練習館」）</b> ○ 当該施設の指定管理者として、令和2年4月1日から2年間、「特定非営利活動法人 スサノオの風」を指定することについて、議会の議決を求めるもの	審査結果
	可決に 全員賛成

<b>議第119号 公の施設の指定管理者の指定について（平田体育館）</b> ○ 当該施設の指定管理者として、令和2年4月1日から2年間、「特定非営利活動法人 ひらたスポーツ・文化振興機構」を指定することについて、議会の議決を求めるもの	審査結果
	可決に 全員賛成

<b>議第120号 公の施設の指定管理者の指定について（斐川第2体育館）</b> ○ 当該施設の指定管理者として、令和2年4月1日から2年間、「特定非営利活動法人 斐川体育協会」を指定することについて、議会の議決を求めるもの	審査結果
	可決に 全員賛成

<b>請願第6号 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書の提出を求める請願</b> ○ 冤罪被害者を救済するため、再審における検察手持ち証拠の全面開示及び再審開始決定に対する検察の不服申し立て（上訴）の禁止について、再審法の改正を行うよう、政府関係機関に意見書を提出することを求めるもの	審査結果
	不採択に 全員賛成

**不採択とすべき理由・意見**

再審法のあり方については、様々な立場での意見があること、また、現在、国において議論が進められており、国において判断されるべき案件であるため

<b>陳情第9号 温浴施設経営安定に関する陳情</b> ○ 市から譲渡を受けた民間の温浴施設について、物価が大幅に高騰し、消費税も値上げとなるなか、民間温浴施設事業者の立場を理解の上、競合関係にある市管理施設の入浴料金を設定されること、また、各施設築後20数年が経過しておりメンテナンス費用が嵩む中、継続的な安定経営のための努力に対し支援・指導を求めるもの	審査結果
	継続審査に 賛成多数

**継続審査とすべき理由・意見**

民間施設の入浴料金については、陳情提出後、値上げを検討されているなど情勢が変化していることから、しばらく動向を注視するとともに、市において今後予定されている民間譲渡施設の条件等のあり方も含め、議論を重ねた上で判断すべきであるため